住宅・建築物の耐震化対策事業の概要

(参考)

平成17年度

基本方針

建築物の耐震改修の促進に関する法律（改正法施行 平成18年1月26日）

平成18年度	平成19・20・21・22年度	平成23年度 ～

平成27年度

普及・啓発

- 県耐震改修促進計画の策定
- 市町村・耐震改修促進計画の策定
- 耐震改修促進計画の更なる推進
- 促進計画施策見直し
- 住宅の耐震化に係る県民向け講演会の開催（県・市町村の協働）
- 耐震技術者の耐震相談・派遣
  - H21～小学校出張講座
- H21～22 モデル地区 耐震化啓発強化事業
  - 阻害要因
    - ・地震の逼迫性認知不足
    - ・耐震化知識の不足
- 地域での取組み支援セミナー開催
  耐震化意識向上に効果がある情報を提供
- H21 伝統構法 耐震技術普及事業
  - 伝統構法に対する耐震技術者の養成（関係機関へ要請）
- 耐震技術者（耐震診断員）の養成・登録
- 住宅・建築物耐震化促進協議会（県・市町村・民間の協働）

補助支援策

- S55以前の木造住宅
  - 既存木造住宅耐震診断支援（診断員派遣）
    (※)診断費30,000円（H20～：所有者負担無し）
  - H22～ 45,000円
    ・耐震化のアドバイス
    ・耐震改修への誘導
- 全ての住宅と多数の者が利用する建築物
  - 特殊建築物耐震診断支援
    (※)（事業費200万円限度棟）
    国 1／3
    県、市町村 1／6
    所有者 1／3
- S55以前の木造住宅
  - (※)既存木造住宅耐震改修支援
    工事費の10%（限度額20～30万円）
    - H20より 評点0.7以上の改修も対象
  - H22～ 工事費の23%
    限度額30～50万円
  - H22～住宅エコポイントならプラス
    商品券の交付（最高10万円）

(※) 財政力指数0．7以上の市は、緊急輸送道路沿道のみ県費補助対象

相談・手続きの窓口の一体化 等
耐震化を促進する体制づくり

- ●行政と建築関連団体が一体となったワンストップ相談手続き窓口開設
- ●耐震診断・改修を行う業者の講習・登録制度
- ●リフォーム施策との連携

耐震化率の目標 9割